

溶融スラグの有効利用促進等に関する方針

令和３年４月

令和４年７月 改定

令和７年４月 改定

東広島市、竹原市、大崎上島町

広島中央環境衛生組合

(株) 広島中央クリーンシステム

溶融スラグの有効利用促進等に関する方針

1 目的

この方針は、資源循環型社会の形成を目指し、広島中央環境衛生組合の広島中央エコパーク（以下「エコパーク」という。）で一般廃棄物を溶融処理することにより製造される溶融スラグ（以下「溶融スラグ」という。）について、平成 19 年 9 月 28 日付け環廃対発第 070928001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」に基づき、東広島市、竹原市、大崎上島町（以下「構成市町」という。）及び広島中央環境衛生組合（以下「組合」という。）から発注する公共工事において活用することにより、溶融スラグの安定的、安全かつ適切な有効利用促進を図るものである。

2 溶融スラグの利用用途

- (1) 再生加熱アスファルト混合物用骨材
- (2) プレキャストコンクリート製品用骨材
- (3) 再生路盤材用混合骨材
- (4) 埋戻材
- (5) その他

3 溶融スラグの利用基準

溶融スラグの利用については、次に掲げる基準及び規格のほか、構成市町及び組合の「溶融スラグ有効利用ガイドライン【品質編】、【運用編】」によるものとする。

- (1) JIS A 5031 : 2016 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材
- (2) JIS A 5032 : 2016 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ
- (3) 再生路盤材用混合骨材、埋戻材などについては、関連規格をもとに当事者間の協議によって溶融スラグが満たすべき基準を定め、その基準を満足するものとする。

4 責務

(1) 熔融スラグ製造者

株式会社広島中央クリーンシステムは、熔融スラグ製造者として熔融スラグ品質の責任を負うものとし、当該熔融スラグ品質に起因する問題が生じた場合には、原因究明に努めるものとする。

(2) 熔融スラグ販売者

日鉄エコマテリアルズ株式会社は、熔融スラグ製造者と連絡・調整等を行って、供給量を勘案し、計画的な利用に努めるものとする。

(3) 熔融スラグ入り製品製造者

熔融スラグを使用して作られた製品の品質については、その製品の製造者が品質の責任を負うものとする。

(4) 熔融スラグ利用者

熔融スラグ利用者は、利用にあたり熔融スラグ製造者が発行する試験成績書により熔融スラグの品質を確認しなければならない。

5 熔融スラグの売払

(1) 熔融スラグの売払については、有償とする。ただし、熔融スラグの有効利用促進のための研究開発材料として提供する場合は、無償とすることができる。

(2) 熔融スラグの売払については、熔融スラグ製造者と熔融スラグ販売者間の取り決めにに基づき取り扱うものとする。

6 熔融スラグ利用製品の再生資源化の取り扱い

熔融スラグ利用製品を掘削することにより発生する建設副産物は、原則として再利用を図るものとする。

7 方針の見直し

この方針に関して、今後、国等において関連する指針、基準等の変更があった場合は、速やかに本方針を見直すものとする。

8 適用

この方針は、令和7年4月1日から適用する。